

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター予算管理規程

平成19年4月1日制定

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 年度予算の編成(第4条-第7条)
- 第3章 予算の補正等(第8条-第11条)
- 第4章 予算の執行(第12条-第14条)
- 第5章 報告(第15条)
- 第6章 雑則(第16条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター会計規程(以下「会計規程」という。)第3章の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)における予算の編成、執行等に係る手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(予算責任者)

第2条 会計規程第10条に定める予算責任者は、総務部長とする。

(予算部門及び予算管理者)

第3条 会計規程第11条に定める予算部門及び予算管理者は、次表のとおりとする。

予算部門	予算管理者
総務部	総務部長
企画・連携推進部	企画・連携推進部長
電子・有機素材研究所	電子・有機素材研究所長
機械素材研究所	機械素材研究所長
食品開発研究所	食品開発研究所長

第2章 年度予算の編成

(予算編成方針)

第4条 理事長は、年度予算の編成に当たっては、毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針(以下「予算編成方針」という。)を作成するものとする。

2 理事長は、前項により作成した予算編成方針を速やかに予算管理者に通知する。

(予算計画書の作成)

第5条 予算管理者は、予算編成方針に基づきその所管する予算部門の予算計画書を作成し、予算責任者に提出するものとする。

(理事長の予算計画決定)

第6条 予算責任者は、前条の予算計画書を取りまとめた上で年度予算計画案を作成し、理事長に提出する。

2 理事長は、前項の年度予算計画案に基づき、会計規程第9条第1項に定める年度収入支出

予算計画を決定するものとする。

- 3 理事長は、前項により決定した年度収入支出予算計画に基づき、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第27条第1項に規定する年度計画を策定するものとする。

(予算単位への予算配分)

第7条 理事長は、会計規程第9条第1項の規定に基づき、決定した予算を速やかに各予算単位へ配分し、当該事業年度開始前までにその内容を予算管理者に通知する。

第3章 予算の補正等

(予算の補正)

第8条 理事長は、会計規程第13条に規定する予算の追加又は減額を使用とするときは、全2条の規定を準用する。

(予備費)

第9条 理事長は、予測し難い支出予算の不足に充てるため、予備費を計上することができる。

(予算の追加配分)

第10条 予算管理者は、業務の運営上から追加の予算措置が必要と認めるときは、理事長に予算の追加配分を求めることができる。

- 2 理事長は、前項の予算の追加配分を決定したときは、予算管理者へ速やかに通知する。
- 3 理事長は、あらかじめ指定したものについては、前2項の追加配分を予算責任者に行わせることができる。

(予算の流用)

第11条 予算管理者は、予算部門に配分された予算を超えて執行する必要が生じたときは、理事長に他の予算部門からの流用の承認を求めることができる。

- 2 理事長は、前項の流用を承認したときは、予算管理者に速やかに通知する。
- 3 第1項の規定による場合を除いた流用については、予算管理者の責により行うことができる。この場合において、会計規程第12条第2項の規定を遵守しなければならない。
- 4 予算責任者は、前項の規定による流用を行ったときは、予算管理者にその内容を報告しなければならない。

第4章 予算の執行

(予算執行計画)

第12条 予算管理者は、第7条の規定による通知を受けたときは、会計規程第12条第1項の規定に沿い、予算執行計画を定め予算責任者に提出する。

- 2 予算責任者は、前項の執行計画をとりまとめ、理事長に報告する。

(執行移管)

第13条 予算管理者は、配分された予算のうち、他の予算部門で執行する必要があるものについては、予算責任者の承認を得て、他の予算部門に移管することができる。

(予算の繰越し)

第14条 予算責任者は、年度支出予算のうち、翌年度に繰越しをする必要があると認められるものがあるときは、繰越予算計画書を作成し、理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の繰越予算計画書に基づき、予算の繰越しを決定するものとする。

第5章 報告

(予算単位の執行報告)

第15条 予算責任者は、予算部門ごとの予算の執行状況を把握するため、予算管理者に予算の執行状況報告を求めるものとする。

第6章 雑則

第16条 この規程に定めるもののほか、予算管理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。